

令和 7・8・9 年度 物品・委託役務 入札参加資格審査申請

電子申請と書類のアップロードが必要です！

(郵送の必要はありません！)

↓ 電子申請用ホームページアドレス

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/index.html

有効期限＝令和10年3月31日（金）

【令和6年10月1日（火）から申請受付開始】

《入札参加資格審査申請（新規申請）の手順》 ◎過去に登録履歴のある方（R4・5・6以前）も “新規申請”が必要です。

(登録年度ごとに資格審査を行います。)

※申請案内画面をよくご確認ください

1 電子申請 インターネット

↓ (右記の《ホームページへのご案内》を参照)

2 必要書類の添付（アップロード）

↓ 登録履歴のある方も、審査申請(新規申請)に必要な書類を電子申請システムにて添付し、提出してください。

(郵送・持参での提出はできません。)

3 資格審査のうえ登録

↓ 物品・委託役務入札参加資格者名簿に登載
毎週火曜日までの電子申請・書類添付で不備等なければ翌週月曜日の登録となります。(月曜日が閉庁日の場合は翌開庁日になります。)

4 入札・電子見積合せ参加可能

電子入札参加時は、ICカードが必要です。

電子見積合せ参加時は、口座情報登録が必要です。

【通常の名簿登録スケジュール】

毎週火曜日締切（不備のない状態になっていることが必要）で翌週月曜日の登録。

(月曜日が閉庁日の場合は翌開庁日になります。)

※令和7年4月1日時点で名簿登録を希望する場合
令和7年3月25日(火)までに申請・書類の提出が必要です。

《ホームページへのご案内》

- ① 大阪府ホームページ、「目的から探す」をクリック、オンラインサービス「電子入札・契約(外部サイトヘリンク)」をクリック
- ② 電子契約ポータル画面の、「ログイン・新規登録」をクリックし、ログイン(または新規登録)

⇒ 新規申請入力画面は下記のとおり、登録が初めての方と、過去に登録履歴のある方に分かれています。

■初めて登録する方■

- ③ 新規登録では「物品・委託役務関係競争入札参加資格登録 新規申請(初めて登録する方)」を選択
- ④ メールで届いたURLから申請画面に入り、必要事項を入力して送信。
- ⑤ 送信後、ID(業者番号)とパスワードが画面に表示されるので必ず保存する
- ⑥ 審査申請(新規申請)に必要な書類を添付(アップロード)

■過去に登録履歴のある方■

- ③ 「入札参加資格の登録・変更・名簿等」→「入札参加資格審査申請」→電子申請システムメニューの「物品・委託役務」をクリック
- ④ 「新規申請(登録履歴のある方)」から入力画面へ
- ⑤ 「令和7・8・9年度入札参加資格登録」をクリック
- ⑥ 必要事項を入力のうえ送信。
- ⑦ 審査申請(新規申請)に必要な書類を添付(アップロード)

※ID(業者番号)、パスワードが不明の方は、再通知できます。
電子契約ポータルサイトの右上にある「パスワードを忘れた方へ」を参照ください。

■問い合わせ先■

- 1 登録制度・受付に関する質問など
大阪府総務部契約局総務委託物品課
総務・資格審査グループ
電話：06-6944-6644（平日9:00～18:00）
〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁内
- 2 パソコンの設定や入力案内に関する質問など
操作に困ったら「大阪府電子契約 ヘルプデスク」
電話06-4400-5180（平日9:00～18:00）

ICカード



大阪府では電子入札を行っています。

電子入札にはICカードとカードリーダーが必要です。

詳しくは上記、契約局のホームページをご参照ください。

令和7・8・9年度 物品関係競争入札契約種目一覧

【電子申請時のご案内】

- 1 種目は、複数登録が可能です。登録後の追加が行えます。
ただし、辞退した種目は、再度の追加登録はできません。
- 2 競争入札用の種目と電子見積合せ用種目は同じです。(下段 ※1 参照)
- 3 網かけの種目は取扱う物品により、入札参加資格審査申請時(種目追加の変更申請時)に「業の許可・資格等」を確認します。その内容は下欄を参照してください。

【一覧表の注意事項】

- 1 コード13、20は種目廃止に伴う欠番です。

契約の種類	種目コード	種目	種目コード	種目	種目コード	種目	種目コード	種目
文房具・事務機器類	01	事務用品・機器	02	用紙	03	封筒	04	印章品
印刷・製本類	05	活平版	06	軽印刷	07	フォーム印刷	08	特殊印刷
	09	製本	10	青写真				
家具・装飾類	11	家具	12	室内装飾	14	舞台装置		
繊維製品類	15	服類	16	寝具	17	テント	18	タオル
産業用機器類	19	産業用機器	21	建設用機器	22	農業用機器		
電気・通信機器類	23	家庭用電気機器	24	通信用機器	25	視聴覚機器	26	OA機器・用品
医療・理化学・薬品類	27	医療用機器	28	理化学機器	29	医薬品	30	工業薬品
厨房機器類	31	業務用厨房機器						
写真・光学機器類	32	写真						
燃料類	33	石油類	34	高圧ガス				
自動車類	35	自動車販売	36	自動車用品	37	自動車修理	38	自転車・雑車
船舶・航空機・鉄道類	39	船舶・航空機・鉄道						
材料類	40	木材	41	石類	42	金属類	43	造園材料
	44	簡易建物	45	その他材料				
教材類	46	学校教材具	47	黒板	48	運動具	49	楽器
	50	模型						
図書類	51	図書						
看板・標識類	52	道路標識	53	看板	54	銘板	55	旗類
百貨・日用品類	56	日用品類	57	贈答用品	58	百貨店・商社		
消防・防災用品類	59	消防・防災用品						
食糧品類	60	食糧品						
福祉機器類	61	福祉用品・機器						
古物類	62	古物商、金属くず業、	再生資源集荷業					

申請時に業の許可・資格等が必要な種目 ※取扱う物品により許可・資格等を問わない場合があります	種目コード	種目	必要な業の資格・免許等／提出が必要な書類
	27	医療用機器	①医療機器製造業、医療機器製造販売業許可(高度管理医療機器・管理医療機器)、②医療機器販売業、貸与業(管理医療機器:届出、高度管理医療機器:許可)、③輸入販売の場合(製造業と製造販売業の両許可)／各許可証等写し
	29	医薬品	①医薬品・医薬部外品・化粧品等の製造業許可、②医薬品・医薬部外品・化粧品の製造販売業許可、③毒物劇物販売業登録、④高圧ガス製造業許可／各許可証等写し
	30	工業薬品	毒物劇物販売業登録／登録証写し
	33	石油類	①揮発油販売業登録、②石油製品販売業届出、③液化石油ガス販売事業登録、④危険物貯蔵所設置許可、⑤危険物取扱所設置許可／各通知書、許可証等写し
	34	高圧ガス	①高圧ガス製造許可、②高圧ガス販売事業届／各許可証等写し
	37	自動車修理	①自動車分解整備事業認定、②指定自動車整備事業指定／各認定書等写し
	59	消防・防災用品	消防設備業届／届出書(消防署に提出済のもの)写し
	62	古物商	古物商許可／許可証写し※大阪府公安委員会が発行した許可証以外の場合は、「行商する」の記載があること、または府内の営業所が確認可能な書類(公安委員会へ届出た書類の写し)を添付
		金属くず業	金属くず業許可／(大阪府公安委員会)許可証写し

※1 【大阪府電子見積合せについて(物品)】

Q1 電子見積合せとは	上記物品の発注時に予定価格が160万円以下の場合、大阪府ホームページ内「電子見積合せシステム」で発注情報を公開し、入札参加資格登録済の事業者が見積額を入力、送信して、その額が一番低かった事業者と契約する制度です。
Q2 参加できる方は	入札参加資格を登録済で、府内に本店又は営業所を有する事業者が参加可能です。ただし、案件ごとに要件を設けて、その要件を満たす場合のみ参加できますので、必ず全ての案件に参加できるものではありません。なお、発注所属の判断により、府内に事業所の無い事業者が参加できる案件もあります。
Q3 参加する際の注意点	登録後、電子調達(電子入札)システムの「口座情報登録」が必要です。

令和7・8・9年度 委託役務関係競争入札契約種目一覧

【電子申請時のご案内】

- 1 電子申請画面では、一般競争入札及び電子見積合せに参加する種目コードを選択（クリック）してください。
- 2 網かけの種目は、入札参加資格審査申請時（種目追加の変更申請時）に「業の許可・資格等」を確認します。

※備考欄の記載内容を確認してください。

【申請時必須入力(1)】と記載＝電子申請項目「許可情報登録」の該当事項をチェック、または、入力

【申請時必須入力(2)】と記載＝電子申請項目「資格・免許取得数一覧」の該当技術者等の欄に人数を入力

【申請時必要書類】と記載＝審査申請（新規申請）又は変更申請に必要な他の書類とともに提出が必要

※種目コード002・126・127・137・148の医療関連サービス認定証書は、一般財団法人医療関連サービス振興会が認定、発行するものです。認定を受けていない場合の「医療法施行規則に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書（様式有）」が必要な場合は下記URLから様式をダウンロードしてください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/iryou_youshiki.html

【一覧表の注意事項】

順番になっていない種目コードは過去の統廃合や追加による欠番や新規追加のコードです。

【令和4・5・6年度申請からの変更点】

警備業法の一部改正に伴い、種目コード066～068の申請時必要書類が変更となっておりますのでご注意ください。

なお、業務内容については委託役務関係競争入札契約種目 業務例示表に記載しておりますのでご確認ください

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/itaku-syumoku.html

大分類	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）	種目コード	備考欄《申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容》
01	建物等清掃	01 庁舎清掃	001	注1）業の登録がない場合でも申請可能 注2）下記の業を登録済の場合 【申請時必要書類】建築物衛生管理業の知事(大阪府・他の都道府県)登録証写し(登録業＝清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業)
		02 病院清掃	002	【申請時必要書類】医療関連サービス認定証書(サービスマーク「院内清掃」)写し ※認定を受けていない場合＝「医療法施行規則第9条の15に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」 (様式有)
		03 室内環境測定	003	
		04 その他清掃	004	
	機械設備等保守点検	01 電気設備	005	
		02 自家用電気工作物保安管理	006	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者の人数（府内に技術者を配置していること）
		03 冷凍設備	008	
		04 空調・冷暖房・換気設備	009	
		05 エレベータ設備	010	
		06 エスカレータ設備	011	
		07 道路トンネル附帯設備	012	
		08 屋外照明灯設備(街灯設備含む)	014	
		09 信号設備	015	
		10 ポンプ設備 (道路排水、小規模プール含む)	016	
		11 燻蒸設備点検	017	
		12 定温設備点検	018	
		13 港湾標識灯点検	019	
		14 その他設備	020	
	通信設備保守点検	01 電話交換機	021	
		02 その他通信設備	024	
	04 消防設備保守点検	01 火災報知機・消火設備・避難用設備等	025	【申請時必須入力(2)】消防設備士の人数／【申請時必要書類】大阪市消防局に届出ありの場合のみ＝消防設備業届出書写し
	05 附帯設備保守点検	01 屋外タンク貯蔵所等	179	【申請時必須入力(2)】危険物取扱者の人数
	環境関係測定機器保守点検	01 大気測定機器	028	
		02 水質測定機器	029	
		03 その他環境関係測定機器	030	
	浄化槽清掃・点検	01 浄化槽清掃	031	【申請時必要書類】浄化槽清掃業許可(府内市町村許可)証写し
		02 浄化槽点検	032	【申請時必要書類】浄化槽保守点検業許可(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)証写し
		03 汚水処理施設保守点検	034	【申請時必須入力(2)】浄化槽管理士、または、浄化槽設備士の人数
	08 貯水槽清掃・点検	01 貯水槽清掃・点検	036	
	09 ボイラー清掃	01 ボイラー清掃	038	
	土木施設清掃・除草	01 舗装道機械清掃	039	
		02 雨水排水施設機械清掃	040	
		03 土木施設維持管理業務	041	【申請時必須入力(2)】土木施工管理技士1・2級、または、実務経歴による資格者の人数
		04 海面・水面清掃	042	
	公園清掃	01 公園	043	
		02 便所	044	
	12 土木施設管理	01 下水管・雨水管調査	180	
	13 上工水道施設管理	01 浄水場内特殊施設	046	

業務種目			種目	備考欄《申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容》		
大分類	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）	コード			
01	建物等各種施設管理	13 上工水道施設管理	02 水道管路施設	047		
			03 その他上工水道施設	048		
			01 除草・草刈	049		
		14 植物管理	02 草地管理	050		【申請時必須入力(2)】造園施工管理技士1・2級、または、実務経歴による資格者の人数
			03 樹木管理	051		
			04 草花管理	052		
			05 チップ堆肥化	053		
		15 害虫等駆除	01 建物(ねずみ・衛生害虫等駆除)	054		
			02 樹木	055		
			03 鳥害虫害等駆除	057		
		16 廃棄物処理	01 一般廃棄物(収集・運搬)	059	【申請時必須入力(1)】一般廃棄物収集・運搬業の許可情報(府内市町村許可)／【申請時必要書類】一般廃棄物収集・運搬業許可証写し	
			02 一般廃棄物(処分)	060	【申請時必須入力(1)】一般廃棄物処分業の許可情報／【申請時必要書類】一般廃棄物処分業許可証写し	
			03 産業廃棄物(収集・運搬)	061	【申請時必須入力(1)】産業廃棄物収集・運搬業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】産業廃棄物収集・運搬業許可証写し	
			04 産業廃棄物(処分)	062	【申請時必須入力(1)】産業廃棄物処分業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可と他の自治体許可有無)／【申請時必要書類】産業廃棄物処分業許可証写し	
			05 特別管理産業廃棄物(収集・運搬)	063	【申請時必須入力(1)】特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可)／【申請時必要書類】特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可証写し	
	06 特別管理産業廃棄物(処分)		064	【申請時必須入力(1)】特別管理産業廃棄物処分業の許可種目情報(府知事、大阪・堺・東大阪・高槻・豊中・枚方・八尾・寝屋川・吹田の各市許可と他の自治体許可有無)／【申請時必要書類】特別管理産業廃棄物処分業許可証写し		
	07 その他廃棄物処理		065			
	17 警備	01 施設警備	066	【申請時必要書類】警備業法第6条に規定する標識の写し ※注) 大阪府以外の都道府県公安委員会認定の場合＝標識の写しと、大阪府公安委員会への営業所設置等届出受理証写し		
		02 機械警備	067	【申請時必要書類】警備業法第6条に規定する標識の写しと機械警備業務開始届出受理証写し ※注) 大阪府以外の都道府県公安委員会認定の場合＝標識の写しと、大阪府公安委員会への機械警備業務開始届出受理証写し		
		03 その他警備	068	【申請時必要書類】警備業法第6条に規定する標識の写し ※注) 交通誘導警備を行う場合、交通誘導警備検定(1・2級)合格証明書の交付を受けた警備員を有すること		
	18 受付・案内	01 受付(庁舎・施設)	069			
		02 電話交換	070			
		03 駐車場管理・運営(警備業法適用外)	072			
		04 その他受付・案内	073			
	02	01 施設保守点検整備	01 上工水道施設保守点検	074	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、酸素欠乏危険作業主任者(第2種)のいずれかの人数	
			02 下水道施設保守点検	075	【申請時必須入力(2)】第1種電気工事士、下水道処理施設管理技士、ポンプ施設管理技術者、ボイラー整備士のいずれかの人数	
			03 大規模ポンプ施設保守点検	076	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、ポンプ施設管理技術者すべての人数	
04 中小規模ポンプ施設保守点検			077	【申請時必須入力(2)】第1種電気工事士及びポンプ施設管理技術者の人数		
05 河川浄化施設保守点検			078	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、ポンプ施設管理技術者のいずれかの人数		
06 共同溝施設保守点検			082			
07 水門等施設保守点検			083			
08 天井クレーン施設保守点検			084	【申請時必須入力(2)】クレーン運転士の人数		
09 その他保守点検整備			181	※注) 申請時「資格・免許取得数一覧」に該当の資格者ある場合は人数入力可		
02 船舶等保守点検		01 船舶等保守点検	085	【申請時必要書類】小型船舶整備等の資格・免許を証する書類(小型船造船業登録済証等)		
03 施設運転操作管理		01 電気設備等運転操作管理	086	【申請時必須入力(2)】第2種電気工事士以上の資格者の人数		
		02 空調等設備運転操作管理	087	【申請時必須入力(2)】ボイラー技士の人数		
		03 上工水道施設運転操作管理	088	【申請時必須入力(2)】電気主任技術者、第1種電気工事士、危険物取扱者、クレーン運転士、酸素欠乏危険作業主任者(第2種)のいずれかの人数		
		04 防災監視	089	【申請時必須入力(2)】消防設備士の人数		
		05 下水道施設運転操作管理	090	【申請時必須入力(2)】下水道処理施設管理技士の人数、または、【申請時必要書類】下水道処理施設維持管理業者登録の写し		
		06 その他運転操作管理	091	※注) 申請時「資格・免許取得数一覧」に該当の資格者ある場合は人数入力可		

業務種目				種目	備考欄《申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容》
大分類	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）	種目	コード	
03	運搬・保管	01 事務所移転	092		【申請時必要書類】運送に関する免許を証する書類（貨物自動車運送事業許可等）写し
		02 美術品・楽器運搬	093		
		03 土砂運搬	094		
		04 保管	095		【申請時必要書類】倉庫業登録通知書写し、または、倉庫業許可を証する書類写し
	運行代行	01 一般貨物輸送	096		【申請時必要書類】貨物自動車運送事業許可を証する書類写し
		02 海上輸送	097		【申請時必要書類】海上運送法に基づく事業許可、内航海運業法に基づく事業許可、港湾運送事業法に基づく事業許可のいずれかを証する書類写し
		03 その他運行代行	098		
	梱包・発送	01 梱包作業	099		
		02 ダイレクトメール	100		
		03 宅配便	101		
		04 その他梱包・発送	102		
04	映画等制作・広告・催事、印刷	01 映画・ビデオ制作	103		
		01 総合広告代行	106		
		02 各種広告企画	107		
		03 ホームページ作成	108		
	催事	01 総合イベント	109		
		02 イベント企画	110		
		03 会場設営	111		
		04 展示・音響・舞台照明・操作等	112		
	印刷・デザイン	01 デザイン企画印刷	115		
		02 マルチメディア企画・制作	116		
		03 デザイン	117		
		04 展示物品等の製作	118		
05	図面製作	01 図面製作	119		
		02 地図製作	121		
		03 案内図作成	122		
		04 その他図面製作	123		
06	医療	01 医療事務	124		
07	医療・理化学機器保守等	01 機器保守	125		
		01 医療・試験検査、理化学機器等保守	125		【申請時必要書類】医療関連サービス認定証書(サービスマーク「滅菌・消毒」)写し、※認定を受けていない場合＝「医療法施行規則第9条の9に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」 (様式有)
08	給食・配膳	01 病院給食	127		【申請時必要書類】医療関連サービス認定証書(サービスマーク「患者給食」)写し、※認定を受けていない場合＝「医療法施行規則第9条の10に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」 (様式有)
		02 学校給食	128		【申請時必須入力(1)】食品衛生法許可の有無／【申請時必須入力(2)】(1) 管理栄養士・栄養士 (2) 調理師の人数／【申請時必要書類】デリバリー給食行う場合のみ＝食品衛生法に基づく営業許可を証する書類写し
		03 食器洗浄	129		
		01 計量証明事業に係る調査・検査	130		【申請時必須入力(1)】計量証明事業の大阪府（他の都道府県）知事登録内容／【申請時必要書類】計量証明事業登録証写し（事業の種類＝濃度(大気、濃度(水及び土壌)、ダイオキシン類(大気)、ダイオキシン類(水及び土壌)、音圧レベル、振動加速度レベル)
09	環境調査・検査	01 環境調査・検査	131		【申請時必要書類】環境大臣指定の指定調査機関通知写し
		02 土壌汚染状況調査	132		【申請時必要書類】環境大臣指定の指定調査機関通知写し ※H22.4.1以降、環境大臣が指定する指定調査機関が行う業務として条例改正あり／
		03 その他調査	133		
	その他の調査・検査	01 理化学検査	134		
		02 作業環境測定	135		【申請時必要書類】作業環境測定機関登録(各都道府県労働局所管)写し
		03 放射能測定	136		
		04 臨床検査	137		【申請時必要書類】(1)衛生検査所登録証写し、及び(2)医療関連サービス認定証書(サービスマーク「衛生検査所業務」)写し※認定を受けていない場合＝「医療法施行規則第9条の8に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」 (様式有)
		05 集団検診	138		【申請時必要書類】病院等開設許可写し
		06 その他検査	139		
		01 システム企画・開発	140		
10	情報処理	02 システム運用・保守	141		
		03 データ入力・作成	142		
		04 情報処理サービス	145		
		05 システム監査	146		
		06 その他情報処理	147		
11	クリーニング	01 医療関連クリーニング	148		【申請時必要書類】医療関連サービス認定証書(サービスマーク「寝具類洗濯」)写し、※認定を受けていない場合＝「医療法施行規則第9条の14に規定する基準に適合していること及び契約実績があることの申告書」 (様式有)
		02 基準寝具類以外の医療物品（白衣、手術衣等）	149		【申請時必要書類】クリーニング開設確認済証写し
	その他クリーニング	01 寝具	150		【申請時必要書類】クリーニング開設確認済証写し
		02 その他クリーニング	154		【申請時必要書類】クリーニング開設確認済証写し

業務種目			種目	備考欄《申請時に必要な資格・免許等【申請時必須入力】または【申請時必要書類】の内容》	
大分類	中分類	小分類（網かけは資格等が必要）	コード		
12	賃貸	01 建物等賃貸	01 建物	155	
			02 樹木	156	
		02 事務用品賃貸	01 機械器具	157	
			02 情報処理用機器	158	
			03 複写機（複写サービスを含む）	159	
			04 ファクシミリ	160	
			05 その他事務用品	161	
		03 医療機器賃貸	01 基準寝具等	162	
			02 医療機器	163	【申請時必要書類】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第39条または、第39条の3規定の厚生労働大臣が指定する医療機器を取扱う場合＝高度管理医療機器等貸与業許可証写し・管理医療機器貸与業届写し
		04 自動車賃貸	01 自動車	164	【申請時必要書類】レンタカーの場合のみ＝自家用自動車有償貸渡し許可写し
05 その他の賃貸	01 その他賃貸	165			
13	その他代行	01 旅行	01 旅行	166	
		02 翻訳・通訳	01 翻訳・通訳	167	
		03 速記	01 速記	168	
		04 動植物飼育	01 動植物飼育	169	
		05 楽器調律	01 楽器調律	170	
		06 図書等整理	01 図書等整理	171	
		07 人材派遣	01 人材派遣	172	【申請時必要書類】労働者派遣事業許可証写し、または、一般労働者派遣事業許可証写し
		08 筆耕・タイプ	01 筆耕・タイプ	173	
		09 研修	01 研修	174	
		10 採水	01 採水	175	
		11 土地家屋調査	01 土地家屋調査	176	【申請時必要書類】土地家屋調査士個人のみ＝土地家屋調査士登録証明書写し
		12 不動産鑑定	01 不動産鑑定	177	【申請時必要書類】不動産鑑定業登録証写し
		13 託児業務	01 託児業務	178	
		14 放置車両確認事務	01 放置車両確認事務	182	
		15 電力供給・売買	01 電力供給・売買	183	
		16 電気通信事業	01 電気通信事業	184	
		17 各種施策研究・調査	01 各種施策研究・調査	185	
		18 災害対策	01 災害対策	186	
		19 建物・構造物各種調査	01 建物・構造物各種調査	187	
		20 損害保険	01 損害保険	188	
		21 繁華街等パトロール	01 繁華街等パトロール	189	
		22 患者等搬送	01 患者等搬送	190	
		23 試験問題作成	01 試験問題作成	191	
		24 各種施策執行・検査・運営等補助	01 各種施策執行・検査・運営等補助	192	
		25 森林管理	01 森林管理	193	
		26 その他	01 その他	200	

【入札に参加する者に必要な資格】

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国における(3)から(5)までに規定する税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。

(7) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

(8) 法人にあつては参加を希望する契約種目を法人の目的としていることを、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認することができること。

(9) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。

(10) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(1)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

《法人用》 審査申請に必要な書類の照合・提出票

該当箇所に○記入

R 7・8・9

登録履歴有り／初めての登録

法人名称		申請区分	
I D（業者番号）		連絡先	担当者名
申請データの到達番号		電話番号	

電子申請を入力・送信後、システムにて書類をアップロードして提出してください。（郵送、持参は不可）

見本・出力 ホームページ	https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/syorui-houjin.html
-----------------	---

○必ず提出する書類		
No.	法人の必要書類名	説明
1	審査申請に必要な書類の照合・提出票	この照合・提出票で書類確認を行い上段太枠内の必要事項を記入のうえ書類提出時に添付してください。
2	法務局が発行する商業・法人登記の 登記(履歴または現在)事項全部証明書	《発行後3カ月以内のもの》
3	◎大阪府内に事業所を有する方 府税（全税目）の納税証明書 ご注意！全税目の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書が必要です。（金額等が記載された証明書ではありません。）	《発行後3カ月以内のもの》 「全税目」の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」を証明するもの （※各府税事務所で発行できます。※見本は上記ホームページで閲覧可） （注意）証明書の「住所又は所在地」は、 大阪府内のもの としてください。
	◎大阪府内に事業所を有しない方 本店管轄の都道府県税の納税証明書	《発行後3カ月以内のもの》 ◎大阪府内に事業所を有しない方は、本店管轄の 都道府県税の未納の額のないこと の納税証明書に代えます。
4	本店管轄の税務署が発行する 消費税及び地方消費税の納税証明書 （その3）（その3の2、その3の3でも可）	《発行後3カ月以内のもの》 「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの ※証明様式：その3（その3の2、その3の3でも可） ※見本は上記ホームページで閲覧可 ※電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したものは可
5	貸借対照表・損益計算書 ※連結決算の場合は単体分が必要です。	《最近1カ年のもの（半年決算の場合は2期分）》 ◎営業年数が1年未満の場合「開始貸借対照表」
△電子申請の内容によって提出する書類		
No.	書類名	説明
6	申請欄「総従業員数」が 40人以上 で、そのうち 常用労働者数が 40人以上 の事業者の場合 障害者雇用状況報告書(様式第6号)	※「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が 40人以上 の事業主は報告義務があります。 ※毎年6月1日基準日で本店所在地管轄のハローワークに提出済で最新のものの ※見本は上記ホームページで閲覧可
7	申請欄「氏名」「所在地」等に「当て字」がある場合 外字届	※法人名称・代表者名等にパソコン上で表現できない文字があり「当て字」を使用している場合に必要（様式あり）
△下記に該当する種目に電子申請した場合に提出する書類		
No.	書類名	説明
8	「業の許可・資格等が必要な種目一覧」に該当の場合 許可・資格等の証明書等	※物品、委託役務の一覧は上記ホームページで閲覧可

大阪府契約局使用欄

法人申請	処理内容	処理日	担当
申請区分	物品／委託役務	完了/書類/情報	/
書類受領日		完了/書類/情報	/
受付確定日		完了/書類/情報	/
(備考)		完了/書類/情報	/
		完了/書類/情報	/
		完了/書類/情報	/
		完了/書類/情報	/

《個人用》審査申請に必要な書類の照合・提出票

該当箇所に○記入

申請区分	R7・8・9
登録履歴有り／初めての登録	

屋号・名称			
ID（業者番号）		連絡先	担当者名
申請データの到達番号		電話番号	

電子申請を入力・送信後、システムにて書類をアップロードして提出してください。（郵送、持参は不可）

見本・出力 ホームページ	https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-itaku-shinsei/syorui-kojin.html
-----------------	---

○必ず提出する書類

No.	個人事業者の必要書類名	説明
1	審査申請に必要な書類の照合・提出票	この照合・提出票で書類確認を行い上段太枠内の必要事項を記入のうえ書類提出時に添付してください。
2	代表者の本籍地の市区町村が発行する 身分証明書（<u>ご注意！</u>＝禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明です。）	《発行後3カ月以内のもの》 ※見本は上記ホームページで閲覧できます（身分証明書・登記されていないことの証明書） 【登記されていないことの証明書の発行窓口】 大阪法務局（最寄駅：大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅下車、南へ徒歩3分）／【郵送発行】東京法務局への郵送による交付請求が可能。詳しくは上記ホームページを参照。
3	法務局が発行する、成年後見登記に係る代表者の 登記されていないことの証明書（<u>ご注意！</u>＝成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない証明が必要です。）	
4	◎大阪府内に事業所を有する方 府税（全税目）の納税証明書 <u>ご注意！</u>全税目の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書が必要です。（金額等が記載された証明書ではありません。） ◎大阪府内に事業所を有しない方 本店管轄の都道府県税の納税証明書	《発行後3カ月以内のもの》 「全税目」の「府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」を証明するもの （※各府税事務所が発行できます。※見本は上記ホームページで閲覧可） （注意）証明書の「住所又は所在地」は、大阪府内のものとしてください。 《発行後3カ月以内のもの》 ◎大阪府内に事業所を有しない方は、本店管轄の 都道府県税の未納の額のないこと の納税証明書に代えます。
5	本店管轄の税務署が発行する 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）（その3の2、その3の3でも可）	《発行後3カ月以内のもの》 「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの ※証明様式：その3（その3の2、その3の3でも可） ※見本は上記ホームページで閲覧可 ※電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したものは可
6	貸借対照表	《最近1カ年のもの》 ※作成していない場合は、確定申告書の写しを提出

△電子申請の内容によって提出する書類

No.	書類名	説明
7	申請欄「総従業員数」が 40人以上 で、そのうち常用労働者数が 40人以上 の事業者の場合 障害者雇用状況報告書（様式第6号）	※「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が 40人以上 の事業主は報告義務があります。 ※毎年6月1日基準日で本店所在地管轄のハローワークに提出済で最新のもの ※見本は上記ホームページで閲覧可
8	申請欄「氏名」「所在地」等に「当て字」がある場合 外字届	※法人名称・代表者名等にパソコン上で表現できない文字があり「当て字」を使用している場合に必要（様式あり）

△下記に該当する種目に電子申請した場合に提出する書類

No.	書類名	説明
9	「業の許可・資格等が必要な種目一覧」に該当の場合 許可・資格等の証明書等	※物品、委託役務の一覧は上記ホームページで閲覧可

大阪府契約局使用欄

法人申請		処理内容	処理日	担当
申請区分	物品／委託役務	完了/書類/情報	/	
書類受領日		完了/書類/情報	/	
受付確定日		完了/書類/情報	/	
(備考)		完了/書類/情報	/	
		完了/書類/情報	/	
		完了/書類/情報	/	